

# 島本町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

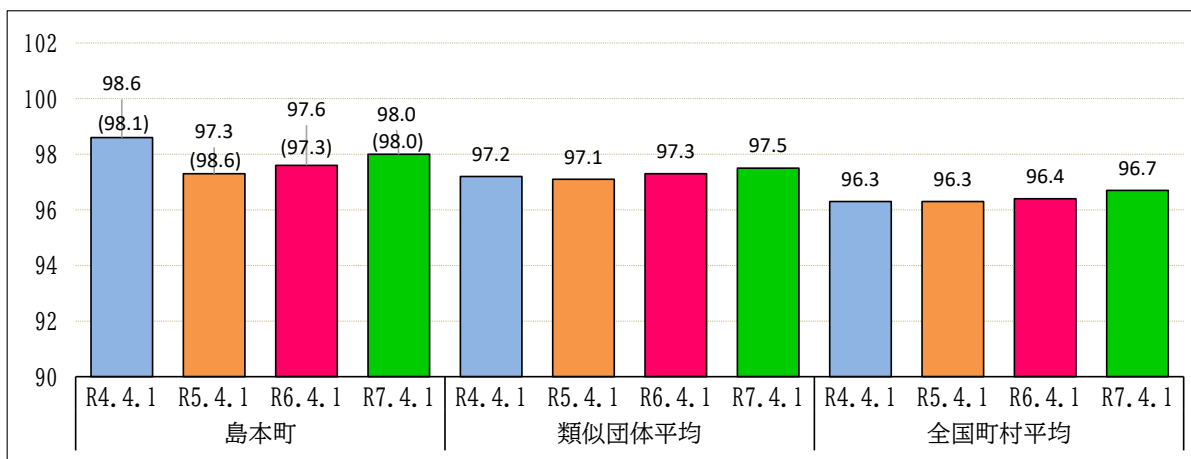
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 32,247	千円 16,955,613	千円 212,865	千円 2,632,950	% 15.5	% 17.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円			
令和6年度	人 251	千円 928,799	千円 250,184	千円 406,122	千円 1,585,105	千円 6,316	千円 5,979	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）

令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準10%に対し、島本町においても10%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は10%、令和8年4月1日は11%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	10%	11%
島本町の支給割合	6%	10%	11%

##### ③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

特になし。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年4月1日現在）

一般行政職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
島本町	令和7年度	42.4 歳	326,196 円	439,127 円	401,297 円
	令和6年度	41.7 歳	313,439 円	401,237 円	372,992 円
大阪府	令和7年度	41.3 歳	323,086 円	434,367 円	382,395 円
国	令和7年度	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	令和7年度	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		島本町	大阪府	国
一般行政職	大学卒	230,000 円	227,100 円	一般職 220,000 円
	高校卒	207,400 円	192,900 円	一般職 188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

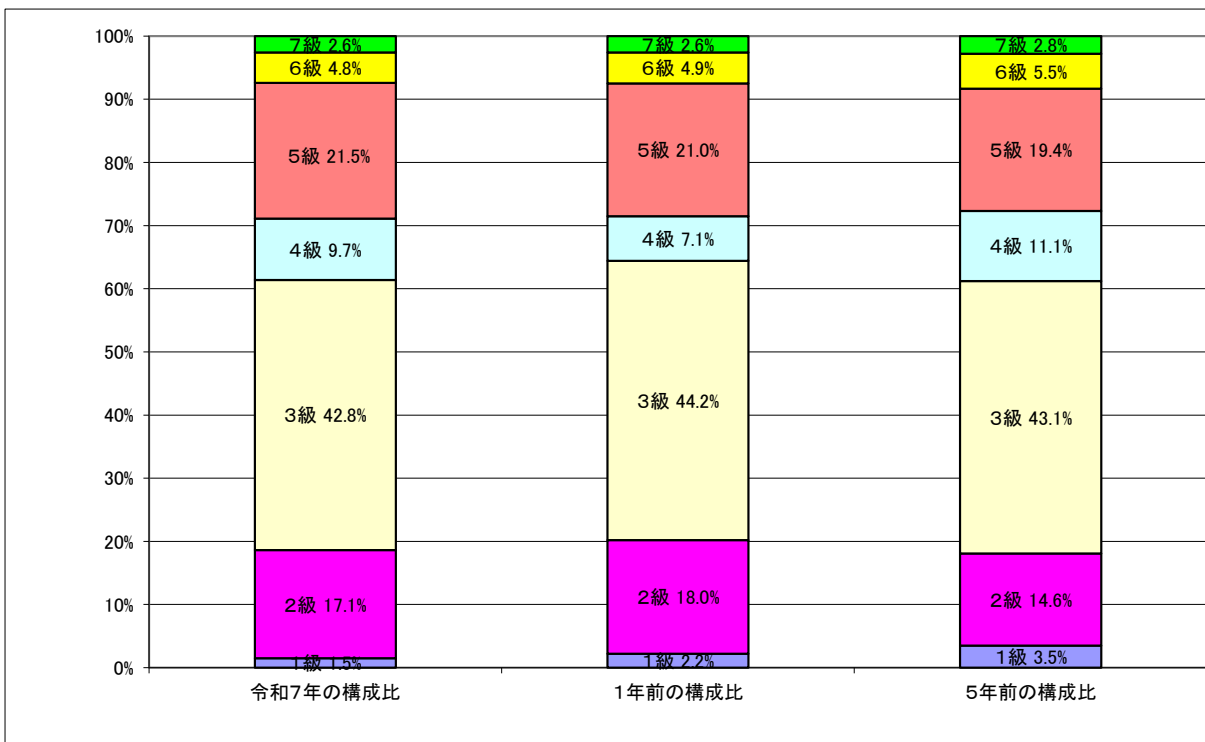
区分	経験年数		
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	264,265 円	290,050 円	328,616 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

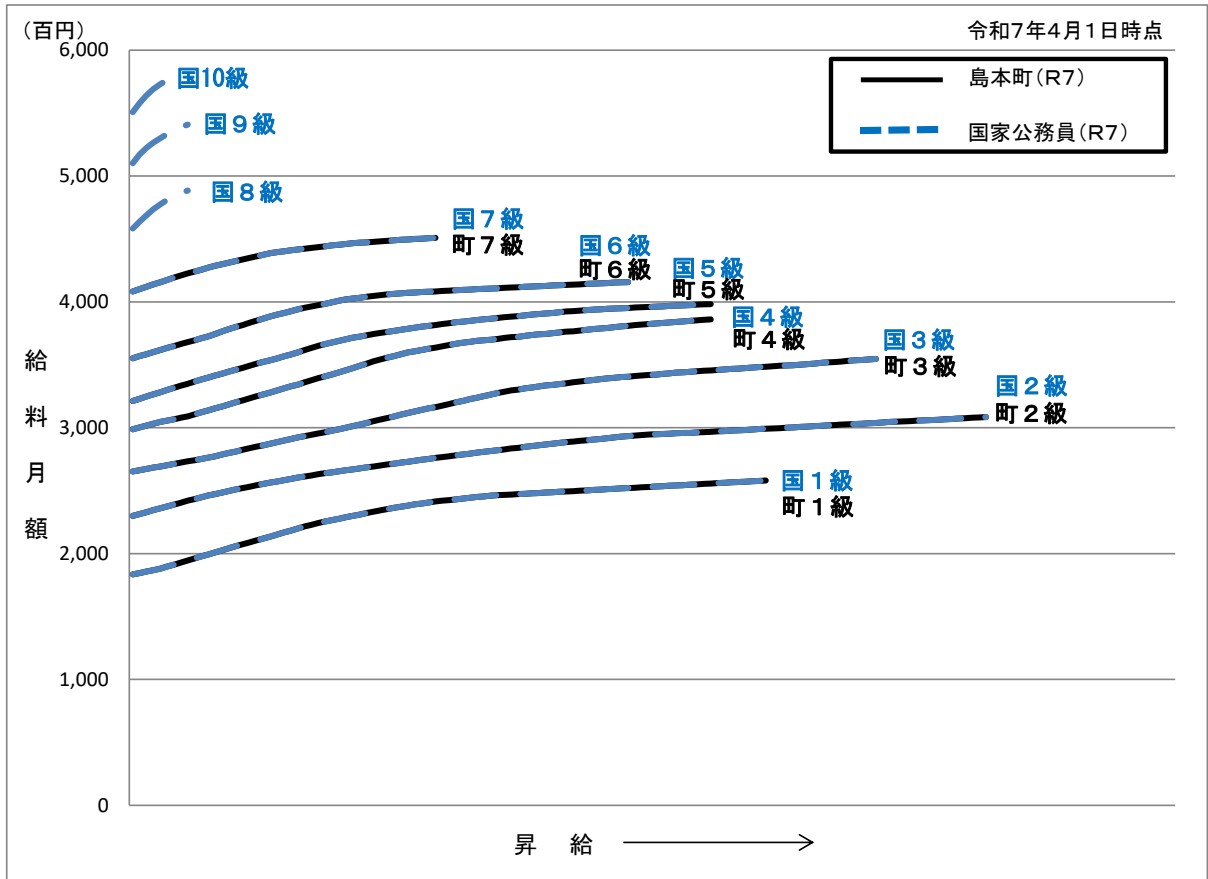
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、消防長及び理事の職務	7人	2.6%	408,300円	450,900円
6級	局長、次長、室長、会計管理者及び消防署長の職務	13人	4.8%	355,200円	415,700円
5級	課長、人権文化センター所長、主幹、参与、参事、保育所長、保育所副所長、清掃工場長、体育館長、図書館長、歴史文化資料館長、幼稚園長、幼稚園教頭及び警備司令の職務	58人	21.5%	321,300円	398,200円
4級	係長の職務	26人	9.7%	298,800円	386,100円
3級	主査の職務	115人	42.8%	265,300円	354,700円
2級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務	46人	17.1%	230,000円	308,500円
1級	知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務	4人	1.5%	183,500円	258,100円

- (注) 1 島本町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（島本町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

島 本 町	大 阪 府	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,638 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,875 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 )月分 ( 1.00 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（島本町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

島 本 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)		調整率	83.7/100	
(その他の加算措置)	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額 (退職時特別昇給 なし ) (退職時特別昇給を設けている理由)		(その他の加算措置)	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
1人当たり平均支給額	自己都合 3,431 千円	応募認定・定年 千円	—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		60,405 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		238,754 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	10 %	253 人	10 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,029 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		48,998 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		8.3 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
	1 類感染症等患者救護等業務従事者	0 千円	290円/日
	上記のうち、心身に著しい負担を与えると町長が認めるもの	2 千円	580円/日
	口蹄疫等の家畜伝染病のまん延を防止のための家畜のと殺等業務従事者	0 千円	380円/日
	上記のうち、著しく危険であると町長が認めるもの	0 千円	760円/日
	口蹄疫等の家畜伝染病のまん延防止業務（と殺等を除く。）従事者	0 千円	290円/日
	家畜伝染病等の病原体を有する家畜等の取扱業務従事者	0 千円	290円/日
	特定新型インフルエンザ等からの住民の生命等保護措置業務従事者	0 千円	1,500円/日
	上記のうち、緊急に行われた措置に係る業務で、心身に著しい負担を与えると町長が認めるもの	0 千円	4,000円/日
行旅病人又は行旅死亡人の収容護送作業従事者	行旅病人の収容護送作業従事者	0 千円	1,000円/件
収容護送作業従事者	行旅死亡人の収容護送作業従事者	0 千円	2,000円/件
救急救命業務従事者	救急救命業務従事職員（救命救急士資格保有消防職員）	1,027 千円	300円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	64,248 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	441 千円
支給実績（令和5年度決算）	57,111 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	411 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）	
全地域		0 円	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由			

## (7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度)
扶養手当	配偶者 3,000円 (令和6年度は6,500円) 扶養親族(子)1人につき 11,500円 (令和6年度は10,000円) 扶養親族(父母等)1人につき 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算	同じ	—	31,998 千円	262,274 円
住居手当	借家・借間居住者 28,000円を限度として、家賃に応じた額 持家世帯主 支給なし	異なる	借家・借間居住者について、島本町在住者に5,000円を加算	16,935 千円	313,594 円
通勤手当	交通機関利用者 利用交通機関における最長定期発行月数分の定期代相当額 ・最高支給限度額 月額55,000円 交通用具使用者 31,600円を限度として、通勤距離に応じた額	同じ	—	20,945 千円	117,664 円
管理職手当	(定額制) 下記の支給月額 部長級 77,000円 理事 70,000円 次長級 65,000円 課長級 55,000円 参事・施設長 43,000円 副施設長 38,000円 参与 5,000円	異なる	定額制により支給	45,951 千円	629,466 円
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	—	5,403 千円	415,556 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～午前5時の間に勤務 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	2,303 千円	85,280 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	800,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	705,000 円	920,000 円/	559,000 円
報酬	議 長	395,000 円	499,000 円/	280,000 円
	副 議 長	350,000 円	430,000 円/	214,000 円
	議 員	330,000 円	400,000 円/	189,000 円
期末手当	町 長	(令和6年度支給割合)		
	副 町 長	4.30 月分		
退職手当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	4.45 月分		
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×500/100×在職年数	16,000,000	任期ごと
		給料月額×360/100×在職年数	10,152,000	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

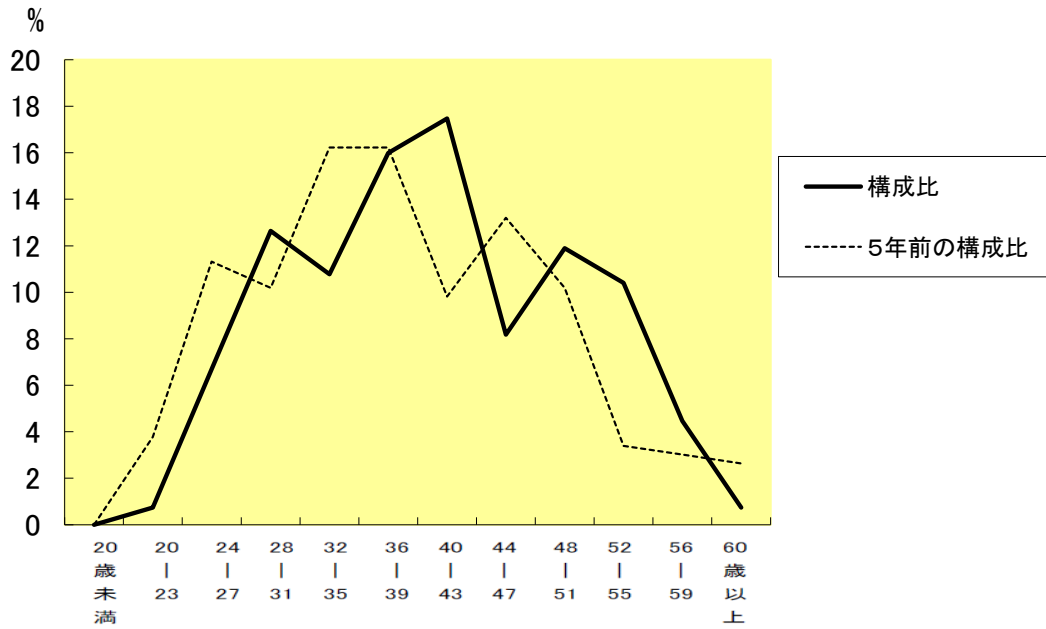
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
		総務	53人	53人	0人	
		税務	12人	12人	0人	
		民生	48人	42人	6人	
		衛生	21人	22人	△1人	
		農水	3人	3人	0人	
		商工	3人	3人	0人	
		土木	15人	14人	1人	
	計	158人	152人	6人	<参考> 人口1万当たり職員数 49.00人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 54.10人)	
	教育部門	37人	39人	△2人		
消防部門	44人	46人	△2人			
小 計	239人	237人	2人	<参考> 人口1万当たり職員数 74.12人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.47人)		
公営企業等 会計部門	水道	11人	11人	0人		
	下水道	5人	5人	0人		
	その他	14人	14人	0人		
	小 計	30人	30人	0人		
合 計		269人	267人	2人	<参考> 人口1万当たり職員数 83.42人	
		[ 295人 ]	[ 295人 ]	[ 0人 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	18人	34人	29人	43人	47人	22人	32人	28人	12人	2人	269人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	157	154	151	154	152	158	1 ( 0.6 )
教育	36	35	39	37	39	37	1 ( 2.8 )
消防	45	44	45	46	46	44	△1 ( △2.2 )
普通会計計	238	233	235	237	237	239	1 ( 0.4 )
公営企業等会計計	27	27	30	31	30	30	3 ( 11.1 )
総合計	265	260	265	268	267	269	4 ( 1.5 )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	555,661	119,946	61,742	11.11	12.22

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	11	38,778	6,601	16,363	61,742	5,613	6,317

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

特になし。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島 本 町	42.1 歳	321,425 円	467,745 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事 業 者			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

島本町水道事業		島本町普通会計	
1人当たり平均支給額（令和6年度）	1,488 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度）	1,638 千円
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 ( 1.40 ) 月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 ) 月分	期末手当 2.50 月分 ( 1.40 ) 月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) ( ) 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

島本町水道事業職員			島本町普通会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置	2%～20%加算		定年前早期退職特例措置	2%～20%加算	
退職前の直近5年間の職務に応じた調整額			退職前の直近5年間の職務に応じた調整額		
(1人当たり平均支給額)	千円	千円	(1人当たり平均支給額)	3,431 千円	千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			2,499 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			249,804 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	10 %	11 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	300 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	34 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,125 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	113 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）
扶養手当	配偶者 3,000円 （令和6年度は6,500円） 扶養親族（子）1人につき 11,500円 （令和6年度は10,000円） 扶養親族（父母等）1人につき 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算	同じ	—	1,152 千円	230,400 円
住居手当	借家・借間居住者 28,000円を限度として、家賃に応じた額 持家世帯主 支給なし	同じ	—	402 千円	201,000 円
通勤手当	交通機関利用者 利用交通機関における最長定期発行月数分の定期代相当額 ・最高支給限度額 月額55,000円 交通用具使用者 31,600円を限度として、通勤距離に応じた額	同じ	—	547 千円	78,034 円
管理職手当	（定額制） 下記の支給月額 部長級 77,000円 理事 70,000円 次長級 65,000円 課長級 55,000円 参事・施設長 43,000円 副施設長 38,000円 参与 5,000円	同じ	—	1,704 千円	852,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に める職員給与費比率
令和 6年度	千円 836,607	千円 184,356	千円 30,444	% 3.64	% 3.01

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和 6年度	人 5	千円 18,875	千円 3,732	千円 7,837	千円 30,444	千円 6,089

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,188

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島本町	42.0 歳	346,103 円	507,410 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事業者			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島本町下水道事業		島本町普通会計	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,568 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,638 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 ) 月分 ( 1.00 ) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 ) 月分 ( 1.00 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ( ) 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

島本町下水道事業職員			島本町普通会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額		
(1人当たり平均支給額) 千円			(1人当たり平均支給額) 3,431 千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			1,213 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			242,561 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	10 %	5 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	529 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	133 千円
支給実績（令和5年度決算）	186 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	93 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）
扶養手当	配偶者 3,000円 （令和6年度は6,500円） 扶養親族（子）1人につき 11,500円 （令和6年度は10,000円） 扶養親族（父母等）1人につき 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算	同じ	—	678 千円	226,000 円
住居手当	借家・借間居住者 28,000円を限度として、家賃に応じた額 持家世帯主 支給なし	同じ	—	336 千円	336,000 円
通勤手当	交通機関利用者 利用交通機関における最長定期発行月数分の定期代相当額 ・最高支給限度額 月額55,000円 交通用具使用者 31,600円を限度として、通勤距離に応じた額	同じ	—	319 千円	106,133 円
管理職手当	（定額制） 下記の支給月額 部長級 77,000円 理事 70,000円 次長級 65,000円 課長級 55,000円 参事・施設長 43,000円 副施設長 38,000円 参与 5,000円	同じ	—	660 千円	660,000 円